

平成22年12月17日  
国土交通省中部地方整備局  
河 川 部

### 新丸山ダムの検証に係る検討について

#### ～「第1回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会」の開催～

新丸山ダムについては、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき全国の他のダム事業と同様、予断なく検証することとしています。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、9月27日に「今後の治水のあり方について 中間とりまとめ」がとりまとめられ、9月28日付けで国土交通大臣から検証を進めるよう指示がありました。検証に係る検討は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき行います。

このたび、「実施要領細目」の内容に沿った検証を進めていくに当たり、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会」（以下、「検討の場 幹事会」という。）を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約（案）は資料1のとおりです。

#### 第1回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会

1. 日 時：平成22年12月22日（水）10：00～12：00
2. 場 所：愛知県女性総合センター（ウィルあいち） 1階 セミナールーム1及び2  
（名古屋市東区上堅杉町1番地）
3. 議事（予定）：検証に係る検討の進め方について
4. 会議の公開について  
「検討の場 幹事会」は原則公開で開催します。
5. 一般傍聴について  
資料2をご確認下さい。

配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ  
美濃加茂市政記者クラブ、桑名市政記者クラブ

問い合わせ先：国土交通省 中部地方整備局 052—953—8148

河川計画課 課長 井樋 世一郎

## 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約（案）

### （名称）

第 1 条 本会は、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

### （目的）

第 2 条 検討の場は、検討主体による新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

### （検討主体）

第 3 条 検討主体とは、国土交通省中部地方整備局をいう。

2 検討主体は、実施要領細目に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

### （検討の場）

第 4 条 検討の場は、別紙－ 1 で構成する。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し、第 5 条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

### （幹事会）

第 5 条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため、検討主体は幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－ 2 で構成する。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題を提案する。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることが出来る。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月〇〇日から施行する。

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

愛知県副知事

岐阜県副知事

三重県副知事

恵那市長

八百津町長

美濃加茂市長

一宮市長

桑名市長

【検討主体】

国土交通省 中部地方整備局長

中部地方整備局 河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会」の構成

【構成員】

愛知県 建設部長  
岐阜県 県土整備部長  
三重県 県土整備部長

恵那市 副市長  
八百津町 参事  
美濃加茂市 副市長  
一宮市 副市長  
桑名市 副市長

【検討主体】

国土交通省中部地方整備局 河川部長  
河川部 河川調査官

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

## 第 1 回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会の傍聴にあたってのお願い

(主 旨)

「第 1 回 新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 幹事会」(以下「幹事会」という。)の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いです。

(傍 聴)

「幹事会」の公開方法については、以下のとおりです。

### 1. 傍聴の受付と入場について

- ・ 会議室入り口付近の受付にて必要事項を記入の上、係員の指示に従い順次入場して下さい。開場は、開会の 30 分前を予定しています。
- ・ 会場には、一般傍聴席を 30 席用意しています。
- ・ 受付は先着順です。満席になり次第受付を終了し、入場を制限させていただきますので予めご了承下さい。
- ・ 受付時間以降に来場された方は、原則入場頂けませんが、定員を超えない範囲で休憩時間等に入場して頂くこととなります。
- ・ 会場等への入場については、係員の指示に従って下さい。

### 2. 傍聴に際しての注意事項

- ・ 携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- ・ 会場等での飲食はご遠慮下さい。
- ・ 手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- ・ 会場等では静粛に傍聴願います。
- ・ 会場等でフラッシュ等を用いた撮影はご遠慮下さい。
- ・ 発言、拍手、ビラ、プラカードの持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することは出来ません。
- ・ その他、会場等の秩序を乱す行為や、議事を妨害する行為は出来ません。
- ・ 以上のことをお守りいただけない場合は、退場を指示することがあります。

### 3. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(報道の方へ)

- ・ 報道機関を対象とした席を設けます。
- ・ 会議室入り口付近の受付にて必要事項の記入、身分証等の提示をお願いします。
- ・ 会場内では、報道各社の腕章等の着用をお願いします。
- ・ カメラ撮り等は、運営上の理由から挨拶までとします。
- ・ 取材に必要な電源等は各社にてご用意下さい。